

平成25年4月1日

関係各位

一般社団法人東京都信用金庫協会

本会の一般社団法人への移行について

本会は、公益法人制度改革関連法に基づき、内閣総理大臣から認可を受け、平成25年4月1日をもって「一般社団法人東京都信用金庫協会」へ移行いたしましたので、ご連絡申し上げます（4月1日付で移行登記を実施）。

新法人におきましても、信用金庫の発展のために全力を尽くし、また、信用金庫の健全な発達を通じた公共の利益の増進に寄与してまいり所存ですので、今後とも一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、一般社団法人への移行にあたり、法令に基づき、法人としては同一性をもって存続いたしますので、旧法人からの権利義務は新法人が全て継承いたしますことを申し添えます。

以上